

京都府公報

号外 第47号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

条 例	ページ		
○職員の給与等に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (給与厚生課)	4	○京都府地球温暖化対策等推進基金条例の一部を改正する条例 (林務課)	9
○京都府高等学校修学等支援基金条例の一部を改正する条例 (文教課)	5	○警察署の名称、位置および管轄区域に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部警務課)	10
○京都府環境影響評価条例の一部を改正する条例 (環境管理課)	〃	規 則	
○京都府介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例 (高齢者支援課)	8	○京都府組織規程等の一部を改正する規則 (障害者支援課)	〃
○京都府緊急雇用対策基金条例の一部を改正する条例 (福祉・援護課、緊急経済・雇用対策課)	〃	訓 令	
○職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例 (障害者支援課)	〃	○現業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する訓令 (給与厚生課)	〃
○京都府社会福祉施設等体制整備臨時特例基金条例の一部を改正する条例 (〃)	9	人 事 委 員 会	
○京都府自殺対策基金条例の一部を改正する条例 (〃)	〃	○職員の給与、勤務時間等に関する規則及び職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則	11

本号で公布された条例のあらまし

◇職員の給与等に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (京都府条例第38号) (給与厚生課)

1 改正の理由

平成23年10月31日付けで職員の給与等に関する人事委員会勧告がなされたこと等を踏まえ、職員の給与等についての改定を行うものである。

2 改正の内容

(1) 住居手当 (第1条 (第12条の6) 関係)

自ら居住するための住宅を所有する職員又は配偶者が居住するための住宅を所有する職員 (単身赴任手当受給者に限る。)に係る住居手当を廃止することとした。

(2) 特殊勤務手当 (第2条 (第7条の2) 関係)

夜間看護業務手当の額を引き上げることとした。

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成24年1月1日

(2) 住居手当に関する経過措置

2の(1)について所要の経過措置を設けることとした。

(3) 平成24年1月1日における号給の調整

平成21年1月1日に昇給の抑制をした職員の号給を1号給上位の号給とすることとした。

◇京都府高等学校修学等支援基金条例の一部を改正する条例（京都府条例第39号）（文教課）

1 改正の理由

高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金及び被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を活用した事業の延長に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

条例の失効日を平成27年6月30日とすることとした。（附則第2項関係）

3 施行期日

平成23年12月27日

◇京都府環境影響評価条例の一部を改正する条例（京都府条例第40号）（環境管理課）

1 改正の理由

環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、京都府環境影響評価条例（平成10年京都府条例第17号。以下「条例」という。）に基づく環境影響評価について、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について事業者が行う環境影響評価への住民の理解の向上及び参画の促進を図る等のため、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 方法書、準備書及び評価書に係る手続の新設

ア 方法書等の要約書の作成

事業者は、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成するに当たって、これを要約した書類（以下「方法書要約書」という。）を作成し、方法書に併せて知事及び関係する市町村長に提出しなければならないこととし、知事は、提出された方法書要約書の写しを方法書に併せて縦覧に供するものとした。環境影響評価書（以下「評価書」という。）においてもこれと同様とした。（第1条（第9条、第10条、第24条、第25条）関係）

イ 方法書等のインターネットの利用等による公表

事業者は、方法書の縦覧期間中、方法書及び方法書要約書をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととした。環境影響評価準備書及び評価書においてもこれと同様とした。（第1条（第10条、第18条、第25条）関係）

ウ 方法書説明会の開催

事業者は、方法書の縦覧期間内に、環境影響評価を実施しようとする地域において方法書の内容を周知させるための説明会を開催しなければならないこととし、当該説明会に係る所要の規定整備を行うこととした。（第1条（第10条の2）関係）

(2) 法に基づく環境影響評価に係る規定整備

ア 政令で定める市の特例に係る手続等

法の事業について、法第5条第1項に規定する方法書又は法第14条第1項に規定する準備書に係る関係地域の全部が1の政令で定める市の区域に限られる場合の特例が適用される場合の手続等について所要の規定整備を行うこととした。（第1条（第35条）関係）

イ 法に基づく報告書に係る手続等

法第38条の2第1項に規定する報告書を知事等に提出させるための手続、知事の意見を反映させるための手続等を定めるとともに、法の事業について準用する事後調査に係る手続等について所要の規定整備を行うこととした。（第2条（第35条）関係）

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成24年4月1日。ただし、2の(2)のイについては、平成25年4月1日

(2) 経過措置

ア 2の(1)のイ及びウ並びに(2)のイについて所要の経過措置を設けることとした。

イ アに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置に関する事項は、規則で定めることとした。

◇京都府介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（京都府条例第41号）（高齢者支援課）

1 改正の理由

市町村の介護保険財政の安定化に資する財政安定化基金について、介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正に伴い、平成24年度に限り、市町村の介護保険料率の増加抑制を図ることを目的として取崩しを行うため、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

基金は、平成24年度に限り、その一部を取り崩すことができることとした。（附則第2項関係）

3 施行期日

平成24年4月1日

◇京都府緊急雇用対策基金条例の一部を改正する条例（京都府条例第42号）（福祉・援護課、緊急経済・雇用対策課）

1 改正の理由

国において、雇用・就業機会の創出を図る事業及び求職中の生活困窮者を支援する事業の一部の延長に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

条例の失効日を平成26年6月30日とすることとした。（附則第2項関係）

3 施行期日

平成23年12月27日

◇職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例（京都府条例第43号）（障害者支援課）

1 改正の理由

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）の制定等に伴い、関係条例について所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

次に掲げる条例について所要の改正を行うこととした。

- (1) 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年京都府条例第29号）
- (2) 京都府立社会福祉施設理学療法士等修学資金の貸与に関する条例（昭和47年京都府条例第36号）
- (3) 京都府立心身障害者福祉センター条例（昭和52年京都府条例第19号）
- (4) 京都府精神保健福祉総合センター条例（昭和57年京都府条例第16号）
- (5) 京都府立視力障害者福祉センター条例（昭和59年京都府条例第11号）
- (6) 障害者自立支援法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成18年京都府条例第29号）

3 施行期日

平成24年4月1日。ただし、2の(6)については、平成23年12月27日

◇京都府社会福祉施設等体制整備臨時特例基金条例の一部を改正する条例（京都府条例第44号）（障害者支援課）

1 改正の理由

社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金を活用した事業の延長に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

条例の失効日を平成25年6月30日とすることとした。（附則第2項関係）

3 施行期日

平成23年12月27日

◇京都府自殺対策基金条例の一部を改正する条例（京都府条例第45号）（障害者支援課）

1 改正の理由

自殺対策を実施する事業の延長に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

条例の失効日を平成25年12月31日とすることとした。（附則第2項関係）

3 施行期日

平成23年12月27日

◇京都府地球温暖化対策等推進基金条例の一部を改正する条例（京都府条例第46号）（林務課）

- 1 改正の理由
森林整備加速化・林業再生事業費補助金を活用した事業の延長に伴い、所要の改正を行うものである。
- 2 改正の内容
条例の失効日を平成27年6月30日とすることとした。（附則第2項関係）
- 3 施行期日
平成23年12月27日

◇警察署の名称、位置および管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（京都府条例第47号）（警察本部警務課）

- 1 改正の理由
治安情勢に的確に対応し、より高い水準の治安を府民に提供していくための警察署の再編整備の実施に伴い、警察署の名称、位置及び管轄区域について、所要の改正を行うものである。
- 2 改正の内容
 - (1) 「京都府中京警察署」を新設し、管轄区域を「京都市中京区」とすることとした。（別表関係）
 - (2) 京都府五条警察署の名称を「京都府下京警察署」に改め、管轄区域を「京都市下京区」とすることとした。（別表関係）
 - (3) 京都府堀川警察署及び京都府七条警察署を廃止することとした。（別表関係）
- 3 施行期日
公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日

条 例

職員の給与等に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月27日
京都府知事 山 田 啓 二

京都府条例第38号

職員の給与等に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

（職員の給与等に関する条例の一部改正）

第1条 職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）の一部を次のように改正する。

第12条の6第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を削り、同条第2項ただし書中「第4号」を「第3号」に、「第5号又は第6号」を「第4号」に改め、同項第4号を削り、同項第5号中「前項第3号」を「前項第2号」に、「第1号から第3号まで」を「前3号」に改め、同項中同号を第4号とし、第6号を削る。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第2条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年京都府条例第29号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第2項第1号ア中「3,300円」を「3,500

円」に改め、同号イ中「2,900円」を「3,100円」に改め、同号ウ中「2,000円」を「2,200円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

（住居手当に関する経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において第1条の規定による改正前の職員の給与等に関する条例（以下「改正前の給与条例」という。）第12条の6第1項第2号又は第4号に該当する職員の住居手当については、施行日から平成24年3月31日までの間は、なお従前の例による。この場合において、同条第2項第4号中「3,600円」とあるのは「700円」と、同項第6号中「1,800円」とあるのは「300円」とする。

（施行日における号給の調整）

3 職員（施行日において、その職務の級における最高の号給を受ける職員及び指定職給料表又は一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年京都府条例第45号）第5条第1項若しくは第2項に規定する給料表の適用を受ける職員を除く。）のうち、平成21年1月1日において改正前の給与条例第6条第1項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して人事委員会規則で定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定

める職員の施行日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に施行日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。この場合において、当該職員が第1条の規定による改正後の職員の給与等に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第5条の3第1項に規定する育児短時間勤務職員等である場合にあっては同項中、改正後の給与条例第2条第7号に規定する任期付短時間勤務職員である場合にあっては改正後の給与条例第5条の3第2項中「これらの規定による」とあるのは、「職員の給与等に関する条例及び職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（平成23年京都府条例第38号）附則第3項の規定による号給に応じた」とする。

（人事委員会規則への委任）

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。



京都府高等学校修学等支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月27日

京都府知事 山 田 啓 二

京都府条例第39号

京都府高等学校修学等支援基金条例の一部を改正する条例

京都府高等学校修学等支援基金条例（平成21年京都府条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成24年6月30日」を「平成27年6月30日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



京都府環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月27日

京都府知事 山 田 啓 二

京都府条例第40号

京都府環境影響評価条例の一部を改正する条例

第1条 京都府環境影響評価条例（平成10年京都府条例

第17号）の一部を次のように改正する。

第9条中「を作成し」を「及びこれを要約した書類（以下「方法書要約書」という。）を作成し」に、「地域を」を「地域（以下「調査地域」という。）を」に改める。

第10条第1項中「の提出が」を「及び方法書要約書の提出が」に、「の写し」を「及び方法書要約書の写し」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 事業者は、前項に規定する縦覧期間中、規則で定めるところにより、方法書及び方法書要約書をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第10条の次に次の1条を加える。

（方法書説明会の開催）

第10条の2 事業者は、前条第1項に規定する縦覧期間内に、調査地域内において、方法書の内容を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、調査地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、調査地域以外の地域において開催することができる。

- 2 事業者は、方法書説明会を開催しようとするときは、あらかじめ、開催を予定する日時及び場所その他規則で定める事項を知事及び調査地域市町村長に届け出なければならない。

- 3 事業者は、前項の規定による届出を行ったときは、規則で定めるところにより、調査地域内において、方法書説明会の開催を周知するよう努めなければならない。

- 4 事業者は、その責めに帰することのできない理由であって規則で定めるものにより、前項の規定により周知した方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、速やかに、その旨を知事及び調査地域市町村長に届け出るとともに、前条第1項に規定する縦覧期間内に、調査地域内において、方法書要約書の提供その他の方法により、方法書の内容を周知するよう努めなければならない。

- 5 事業者は、方法書説明会を開催したときは、規則で定めるところにより、その状況を知事及び調査地域市町村長に報告しなければならない。

第11条第1項中「前条第1項」を「第10条第1項」に改める。

第16条及び第17条中「要約書」を「準備書要約書」に改める。

第18条の見出し中「縦覧」を「縦覧等」に改め、同条中「要約書」を「準備書要約書」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 事業者は、前項に規定する縦覧期間中、規則で定めるところにより、準備書及び準備書要約書をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第19条の見出しを「（準備書説明会の開催）」に改め、

同条第1項中「前条」を「前条第1項」に、「説明会」を「準備書説明会」に改め、同条第2項及び第3項中「説明会」を「準備書説明会」に改め、同条第4項中「説明会」を「準備書説明会」に、「前条」を「前条第1項」に、「要約書」を「準備書要約書」に改め、同条第5項中「説明会」を「準備書説明会」に改める。

第20条第1項中「第18条」を「第18条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第24条中「いう。）」の右に「及びこれを要約した書類（以下「評価書要約書」という。）」を加える。

第25条の見出し中「縦覧」を「縦覧等」に改め、同条中「評価書」の右に「及び評価書要約書」を加え、同条に次の1項を加える。

2 事業者は、前項に規定する縦覧期間中、規則で定めるところにより、評価書及び評価書要約書をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第27条第2項、第28条第1項、第30条第6項及び第7項並びに第33条第1項及び第3項中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第35条第1項前段を次のように改める。

第8条第2項の規定は法第2条第3項に規定する事業で法第4条第3項に規定する判定を受けていないものについて、第21条、第28条第2項、第29条、第41条から第43条まで、第45条（第3号及び第5号を除く。）及び第46条の規定は法第2条第4項に規定する対象事業（第21条の規定については、法第20条第4項に規定する場合におけるものを除く。）について準用する。

第35条第1項の表第21条第2項の項中「第21条第1項ただし書」を「前項ただし書」に改め、同表第21条第3項の項中「第21条第1項」を「第1項」に改め、同表第29条第3項の項中「第29条第2項」を「前項」に改め、同表第29条第5項の項中「第29条第4項」を「前項」に改め、同表第29条第6項の項中「第29条第4項」を「第4項」に改め、同表第42条第2項の項中「第42条第1項」を「前項」に改め、同表第42条第3項の項中「第42条第1項」を「第1項」に改め、同表第46条第1項の項中「第45条」を「前条」に改め、同表第46条第2項の項中「第46条第1項」を「前項」に改め、同条第3項中「の場合」を「の規定により書面による意見を述べようとする場合」に改め、同条中第9項を第11項とし、同条第8項中「の規定」を「又は第5項の規定」に改め、同項を同条第10項とし、同条第7項中「の場合」を「の規定により書面による意見を述べようとする場合」に改め、同項を同条第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

9 知事は、法第20条第5項の規定により書面による意見を述べようとする場合において、法第19条に規定する書類に記載された意見及び法対象事業者の見解に配慮するものとする。

第35条中第6項を第7項とし、同条第5項中「の規定」を「又は第5項の規定」に改め、同項を同条第6

項とし、同条第4項中「及び法第20条第1項」を「若しくは第5項又は法第20条第1項若しくは第5項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 知事は、法第10条第5項の規定により書面による意見を述べようとする場合において、法第9条に規定する書類に記載された意見及び第2項の規定により見解を求めた場合で法対象事業者の見解があるときのその見解に配慮するものとする。

第2条 京都府環境影響評価条例の一部を次のように改正する。

第35条第1項の表第21条第2項及び第3項、第28条第2項並びに第29条第1項の項中「、第28条第2項並びに第29条第1項」を削り、同表第21条第3項の項の次に次のように加える。

第28条第2項及び第29条第1項	事業者	法第38条の2第1項に規定する事業者
------------------	-----	--------------------

第35条第1項の表第29条第1項及び第2項の項中「工事の実施又は当該」を削り、「着手後」を「完了後」に改め、同表第29条第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条、第42条第1項、第45条並びに第46条の項中「、第45条」を削り、同表第29条第1項の項中「記載する法第14条第1項第7号ハに規定する措置の内容」を「記載した措置（法第14条第1項第7号ロに掲げる措置（回復することが困難であるためその保全が特に必要と認められる環境に係るものであって、その効果が確実でないものとして法第38条の2第1項の環境省令で定めるものに限る。）及び同号ハに掲げる措置に限る。）及び同号ハに掲げる措置により判明した環境の状況に応じて講じる環境の保全及び創造のための措置の内容並びに第35条第12項の措置を講じるよう求められた場合のその内容（いずれも専ら当該工事の実施において講じられる措置に係るものを除く。）」に改め、同表第29条第5項の項中

前項	第35条第1項において準用する前項	を
前項	第35条第1項において準用する前項	
工事又は工事完了後	工事完了後	に改め、同表

第42条第3項の項の次に次のように加える。

第45条	事業者等	法対象事業者等 (法第2条第5項に規定する事業者を含む。以下この条及び第35条第1項において準用する次条において同じ。)
------	------	---

第35条第1項の表第45条第4号の項中「準用する第29条第5項」の右に「又は第35条第13項」を加え、同条第2項中「以下この条」を「次項から第9項まで」に改め、同条中第11項を第15項とし、同条第10項の次に次の4項を加える。

- 11 法第38条の2第1項に規定する事業者（次項及び第13項において「法対象事業者」という。）は、法第38条の3第1項の規定により法第38条の2第1項に規定する報告書の送付をしたときは、当該報告書を知事及び法第15条に規定する関係市町村長（法第38条の3第1項の規定により当該報告書の送付を受けた者を除く。）に提出しなければならない。
- 12 知事は、前項の報告書の内容について審査を行い、環境の保全及び創造について更に適正な配慮がなされる必要があると認める場合は、法対象事業者に対し、必要な措置を講じるよう求めることができる。
- 13 法対象事業者は、前項の措置を講じるよう求められた場合は、その内容に従い、法第2条第4項に規定する対象事業に係る工事又は工事完了後の事業活動を行わなければならない。
- 14 知事は、第12項の措置を講じるよう求めた場合は、その旨を法第15条に規定する関係市町村長に通知するものとする。
第35条に次の1項を加える。
- 16 法第38条の6第1項に規定する都市計画決定権者が法の規定による環境影響評価その他の手続を行う場合における次の表の左欄に掲げるこの条の規定の適用については、この条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項の表第8条第2項の項	法第4条第1項	法第39条第2項の規定により読み替えて適用される法第4条第1項
	法（法第4条）	法（法第39条第2項の規定により読み替えて適用される法第4条）
第1項の表第21条第2項及び第3項の項及び第2項	法第2条第5項に規定する事業者	法第38条の6第1項に規定する都市計画決定権者

第1項の表第28条第2項及び第29条第1項の項及び第11項	法第38条の2第1項に規定する事業者	法第40条の2の規定により読み替えて適用される法第38条の2第1項に規定する都市計画事業者
第11項	法第38条の3第1項	法第40条の2の規定により読み替えて適用される法第38条の3第1項
前項	法第4条第3項第2号（同条第4項及び法第29条第2項）	法第39条第2項の規定により読み替えて適用される法第4条第3項第2号（法第39条第2項の規定により読み替えて適用される法第4条第4項及び法第40条第2項の規定により読み替えて適用される第29条第2項）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第4項の規定は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条による改正後の京都府環境影響評価条例第10条第2項、第10条の2、第18条第2項及び第25条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う公告及び縦覧（以下「公告等」という。）に係る京都府環境影響評価条例第9条に規定する方法書（以下「方法書」という。）、同条例第16条第1項に規定する準備書又は同条例第24条に規定する評価書について適用する。
- 3 施行日前に第1条による改正前の京都府環境影響評価条例第10条第1項の規定による方法書の公告等が行われた場合における当該方法書を提出した事業者については、同条第2項の規定は、なおその効力を有する。
- 4 第2条による改正後の京都府環境影響評価条例（以下「新条例」という。）第35条第1項（同条例第16項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において読み替えて準用する新条例第28条第2項、第29条、第41条、第42条、第45条及び第46条の規定並びに新条例第35条第11項（同条例第16項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第12項及び第13項の規定は、環境影響評価法の一部を改正する法律（平成23年法律第27号。以下「改正法」という。）の施行の日以後に環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第21条第2項に規定する評価書の公

告等を行った事業者（当該公告等を行った者が改正法第2条の規定による改正後の法（以下「新法」という。）第38条の6第1項に規定する都市計画決定権者である場合にあっては、当該都市計画決定権者が都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に基づき定めた都市計画において同法第4条第7項に規定する市街地開発事業として定められた事業又は当該都市計画において同条第5項に規定する都市施設として定められた施設に係る事業を実施し、又は実施しようとする新法第40条の2の規定により読み替えて適用される新法第38条の2第1項に規定する都市計画事業者）又はその者に代わって法第2条第2項に規定する対象事業に係る工事の完了後の事業活動が環境に及ぼす影響について、当該工事の完了後に行う調査を行う旨の申出に基づき知事が認めた者（以下「法対象事業者等」という。）について適用し、同日前に当該評価書の公告等を行った法対象事業者等については、なお従前の例による。（規則への委任）

5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置に関する事項は、規則で定める。



京都府介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月27日
京都府知事 山 田 啓 二

京都府条例第41号

京都府介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

京都府介護保険財政安定化基金条例（平成12年京都府条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第1項の見出し及び附則第2項の前の見出しを削り、同項を次のように改める。

2 基金は、平成24年度に限り、第10条の規定にかかわらず、法附則第10条第1項の規定により、その一部を取り崩すことができる。

附則第3項を削る。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。



京都府緊急雇用対策基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月27日

京都府知事 山 田 啓 二

京都府条例第42号

京都府緊急雇用対策基金条例の一部を改正する条例

京都府緊急雇用対策基金条例（平成21年京都府条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成25年3月31日」を「平成26年6月30日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月27日

京都府知事 山 田 啓 二

京都府条例第43号

職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第1条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年京都府条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条の3第1項第2号中「第9条第6項」を「第9条第7項」に改め、同項第4号中「第9条第5項」を「第9条第6項」に改める。

（京都府立社会福祉施設理学療法士等修学資金の貸与に関する条例の一部改正）

第2条 京都府立社会福祉施設理学療法士等修学資金の貸与に関する条例（昭和47年京都府条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条中「京都府」を「府」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設

（京都府立心身障害者福祉センター条例の一部改正）

第3条 京都府立心身障害者福祉センター条例（昭和52年京都府条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項を次のように改める。

2 福祉センターに障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく補装具製作施設及び医療法（昭和23年法律第205

号)に基づく病院を置く。

別表肢体不自由者の更生を援助し、必要な保護を行う身体障害者更生施設又は身体障害者療護施設を利用する者の項中「肢体不自由者の更生を援助し、必要な保護を行う身体障害者更生施設又は身体障害者療護施設」を「障害者自立支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス」に改め、「又は附則第21条第2項」を削る。

(京都府精神保健福祉総合センター条例の一部改正)

第4条 京都府精神保健福祉総合センター条例(昭和57年京都府条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「第5条第19項」を「第5条第23項」に改める。

(京都府立視力障害者福祉センター条例の一部改正)

第5条 京都府立視力障害者福祉センター条例(昭和59年京都府条例第11号)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(設置)

第1条 視覚障害のある者の更生を援助し、必要な保護を行うため、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設として、京都府立視力障害者福祉センター(以下「視力センター」という。)を京都市左京区下鴨森本町21番地に設置する。

第3条第2項中「附則第21条第2項」を「第29条第3項第1号」に改める。

(障害者自立支援法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第6条 障害者自立支援法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(平成18年京都府条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則第1項ただし書中「障害者自立支援法(平成17年法律第123号)附則第1条第3号に規定する政令で定める日」を「平成24年4月1日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第6条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第3条の規定による改正前の京都府立心身障害者福祉センター条例及び第5条の規定による改正前の京都府立視力障害者福祉センター条例の規定に基づく利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

京都府社会福祉施設等体制整備臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月27日

京都府知事 山 田 啓 二

京都府条例第44号

京都府社会福祉施設等体制整備臨時特例基金条例の一部を改正する条例

京都府社会福祉施設等体制整備臨時特例基金条例(平成21年京都府条例第31号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成24年6月30日」を「平成25年6月30日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京都府自殺対策基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月27日

京都府知事 山 田 啓 二

京都府条例第45号

京都府自殺対策基金条例の一部を改正する条例

京都府自殺対策基金条例(平成21年京都府条例第34号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成24年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京都府地球温暖化対策等推進基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月27日

京都府知事 山 田 啓 二

京都府条例第46号

京都府地球温暖化対策等推進基金条例の一部を改正する条例

京都府地球温暖化対策等推進基金条例(平成21年京都府条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成24年6月30日」を「平成27年6月30日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

警察署の名称、位置および管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月27日
京都府知事 山 田 啓 二

京都府条例第47号

警察署の名称、位置および管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置および管轄区域に関する条例（昭和35年京都府条例第16号）の一部を次のように改正する。
別表京都府堀川警察署の項及び京都府五条警察署の項を次のように改める。

京 都 府 中京警察署	京都市中京区 壬生坊城町	京都市中京区
京 都 府 下京警察署	京都市下京区 烏丸通高辻上 る大政所町	京都市下京区

別表京都府七条警察署の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

規 則

京都府組織規程等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月27日
京都府知事 山 田 啓 二

京都府規則第44号

京都府組織規程等の一部を改正する規則

（京都府組織規程の一部改正）

第1条 京都府組織規程（昭和30年京都府規則第32号）の一部を次のように改正する。

第65条第2号の表京都府障害者介護給付費等不服審査会の項中「に係る」を「又は地域相談支援給付費等に係る」に改める。

（京都府立心身障害者福祉センター条例施行規則の一部改正）

第2条 京都府立心身障害者福祉センター条例施行規則（昭和53年京都府規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（定員等）

第1条 京都府立心身障害者福祉センター条例（昭和52年京都府条例第19号。以下「条例」という。）第1条第2項に規定する障害者支援施設の入所定員は、55名とし、同項に規定する病院の病床数は、25床とする。

（身体障害者福祉法施行細則の一部改正）

第3条 身体障害者福祉法施行細則（平成5年京都府規則第12号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第9条第6項」を「第9条第7項」に改める。

（京都府福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正）

第4条 京都府福祉のまちづくり条例施行規則（平成7年京都府規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第4号中「第5条第11項及び第17項」を「第5条第10項及び第16項」に改め、同条第5号中「第15項及び第16項」を「第14項及び第15項」に改める。
（障害者自立支援法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の一部改正）

第5条 障害者自立支援法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（平成18年京都府規則第43号）の一部を次のように改正する。

附則第1項ただし書中「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第1条第3号に規定する政令で定める日」を「平成24年4月1日」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定は、公布の日から施行する。

訓 令

京都府訓令第11号

本 庁
地方機関

現業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年12月27日
京都府知事 山 田 啓 二

現業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員の特殊勤務手当に関する規程（昭和33年京都府訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「3,300円」を「3,500円」に改め、同項第2号中「2,900円」を「3,100円」に改め、同項第3号中「2,000円」を「2,200円」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年1月1日から施行する。

人 事 委 員 会

職員の給与、勤務時間等に関する規則及び職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月27日

京都府人事委員会

委員長 福 井 啓 介

京都府人事委員会規則106-715

職員の給与、勤務時間等に関する規則及び職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

（職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部改正）

第1条 職員の給与、勤務時間等に関する規則（京都府人事委員会規則6-2）の一部を次のように改正する。

第59条第8項第2号中「育児休業中の職員」の右に「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）」を加える。

（職員の住居手当に関する規則の一部改正）

第2条 職員の住居手当に関する規則（京都府人事委員会規則6-33）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「又は第2号」を削り、同条第2項中「第3号又は第4号」を「第2号」に改め、同条第4項中「第12条の6第1項第3号」を「第12条の6第1項第2号」に改め、同条第5項を削る。

第5条の2を削る。

第5条の3中「第12条の6第1項第3号」を「第12条の6第1項第2号」に改め、同条を第5条の2とする。

第5条の4を削る。

第5条の5中「第12条の6第1項第3号」を「第12条の6第1項第2号」に改め、同条を第5条の3とする。

第5条の6を削る。

第6条第2項を次のように改める。

2 前項の住居届には、契約書の写し（契約書が作成

されていない場合には、契約に関する当該住宅の貸主の証明書）、家賃の領収書の写し等その事実を証明する書類を添付しなければならない。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、職員の給与等に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（平成23年京都府条例第38号。以下「改正条例」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与、勤務時間等に関する規則の規定は、平成23年12月1日から適用する。

（施行日における号給の調整）

- 3 改正条例附則第3項の昇給の号給数の決定の状況を考慮して人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成21年1月1日（以下「調整対象昇給日」という。）における職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定による昇給後の号給が、その職員の属する職務の級における最高の号給である職員（調整対象昇給日から施行日までの期間（以下「特定期間」という。）に給料表の適用を異にする異動又は給料表の適用を異にしない職員の給与、勤務時間等に関する規則（以下「規則6-2」という。）別表第4に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員を除く。）
- (2) 調整対象昇給日において決定された昇給号給数と、職員の給与、勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則（京都府人事委員会規則106-697）による改正前の職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則（京都府人事委員会規則106-650。次項において「規則106-650」という。）附則第6項中「相当する数から1を減じて得た数」を「相当する数」と読み替えて同項を適用した場合に得られる当該調整対象昇給日における昇給号給数とが等しくなるもの（次号及び次項第3号アにおいて「期間割非抑制職員」という。）（特定期間において給料表異動等をした職員を除く。）
- (3) 特定期間に給料表異動等をした職員であって、調整対象昇給日の前日に当該給料表異動等（当該給料表異動等が2以上あるときは、当該給料表異動等のうち最後にした給料表異動等。次項第3号において同じ。）があったものとした場合に、調整対象昇給日においてその職員の属する職務の級における最高の号給を受けることとなるもの又は期間割非抑制職員に該当することとなるもの

- (4) 前3号に掲げる職員に相当するものとして人事委員会が定めるもの

- 4 改正条例附則第3項の当該職員との権衡上必要があ

ると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、調整対象昇給日に条例第6条第1項の規定により昇給した職員以外の職員のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者のうち、規則106-650附則第5項の規定により号給を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成20年11月1日（同項に規定する特定職員にあつては、同年10月1日）前となるもの（新たに職員となった日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び次号に掲げる職員を除く。）
- (2) 調整対象昇給日前に職員から人事交流等により引き続き規則6-2第18条第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる者になった職員であって、特定期間に当該者から人事交流等により引き続き職員となった者のうち人事委員会の定めるもの（人事交流等により引き続き職員となった日から調整日までの間に給料表異動等をした職員を除く。）
- (3) 特定期間に給料表異動等をした職員であつて、次に掲げるもの
 - ア 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者以外の者又は当該期間に人事交流等により新たに職員となった者であつて、調整対象昇給日の前日に当該給料表異動等があったものとした場合に、当該調整対象日において受けることとなる号給がその職員の属する職務の級における最高の号給でなく、かつ、期間割非抑制職員に該当しないこととなるもの（次号に掲げる職員及び人事委員会の定める職員を除く。）
 - イ 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者（人事交流等により新たに職員となった者を除く。）であつて、新たに職員となった日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、規則106-650附則第5項の規定により号給を決定された職員であつて、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成20年11月1日（同項に規定する特定職員にあつては、同年10月1日）前となる職員に該当することとなるもの
- (4) 調整対象昇給日以前において、休職にされていた期間、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年京都府条例第5号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間、休暇のため引き続き勤務していなかった期間、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をしていた期間、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年京都府条例第36号）第2条の規定により

派遣されていた期間、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間又は条例第45条の4に規定する自己啓発等休業をしていた期間がある職員であつて、平成20年1月1日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至ったもののうち、任命権者が人事委員会と協議して定める職員

- (5) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員
（人事委員会規則106-650の一部改正）

5 職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則（京都府人事委員会規則106-650）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「（平成23年4月1日以後に新たに職員となり、同日において43歳に満たない者にあつては、平成19年1月1日から平成21年1月1日まで）」を削り、「おけるもの」の右に「（平成24年1月1日以後に新たに職員となった者にあつては、平成21年1月1日を除く。（平成23年4月1日において43歳に満たない者にあつては、平成21年1月1日及び平成22年1月1日を除く。））」を加える。

附則第6項の見出し中「平成23年1月1日」を「平成24年1月1日」に改め、同項中「平成23年1月1日」を「平成24年1月1日」に、「平成22年1月1日」を「平成23年1月1日」に、「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に改める。

附則第10項中「平成23年1月1日」を「平成24年1月1日」に改める。